

消防用設備等の点検・報告



消防法（消防法第 17 条の 3 の 3）により消防用設備等を設置することが義務づけられている建物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

Q1 点検・報告はなぜ必要なの？

A 建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは、平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておくことが重要です。

Q2 点検・報告の時期は？

A 点検の内容に応じて、次のように定められています。
 【機器点検】 6ヶ月ごと（外観や機器の機能を確認します。）
 【総合点検】 1年ごと（機器を作動させて、総合的な機能を確認します。）
 【報告期間】 防火対象物の用途に応じて定められています。

●1年に1回		■3年に1回	
防火対象物（消防法施行令別表第1）		防火対象物（消防法施行令別表第1）	
(1) イ 劇場等	(9) イ 特殊浴場	(10) □ 一般浴場	
□ 集会場等	(10) □ 停車場等	(11) □ 神社・寺院等	
(2) イ キャバレー等	(11) □ 工場等	(12) □ 映画又はテレビスタジオ	
□ 遊技場等	(12) □ 駐車場等	(13) □ 航空機格納庫	
ハ 性風俗特殊営業店舗等	(13) □ 倉庫	(14) □ 事務所等	
ニ カラオケボックス等	(14) □ 倉庫	(15) □ 特定複合用途防火対象物	
(3) イ 料理店等	(15) □ 事務所等	(16) □ 非特定複合用途防火対象物	
□ 飲食店	(16) □ 地下街	(17) □ 準地下街	
(4) □ 百貨店等	(17) □ 文化財	(18) □ アーケード	
(5) イ 旅館等			
□ 共同住宅等			
(6) イ 病院等			
□ 自力避難困難者入所福祉施設等 (16の2)			
ハ 老人福祉施設、児童養護施設等 (16の3)			
ニ 幼稚園等			
(7) □ 学校			
(8) □ 図書館等			



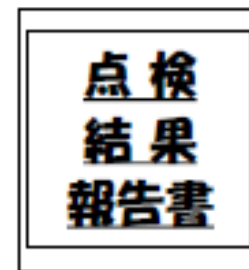
- 事前に行うこと
 - ①点検実施者と、日時、手順などの打ち合わせをします。
 - ②建物内の人々や利用者に、点検の実施予定を知らせます。
- 点検時に行うこと
 - ①点検実施者が点検に必要な資格を有しているか、免状を確認します。
 - ②必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認します。
- 終了時に行うこと
 - ①消防用設備等が正常な状態に復元されていることを確認します。
 - ②点検票等に正しく記入されているかを確認します。
 - ③不良個所があった場合は、すみやかに改修します。



●点検実施者の責任の明確化、点検の確実な履行の促進等を目的とした点検済表示制度は、各都道府県の消防設備協会が全国統一的に推進しています。消防用設備等の機器点検（6月ごと）及び総合点検（1年ごと）が適正に終了したときは、点検済票（ラベル）をそれぞれの消防用設備等に貼りましょう。

Q3 点検実施者の資格は？

A 防火対象物の用途や規模により、次のように定められています。
 【消防設備士又は消防設備点検資格者】
 ①延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
 （デパート、ホテル、病院、飲食店、地下街など）
 ②延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長が指定したもの
 （工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など）
 ③特定用途部分が避難階以外の階に存する建物で、階段が2以上設けられていないもの
 【防火対象物の関係者】
 上記以外の防火対象物
 （防火管理者等でも点検することができますが、確実な点検を行うために、専門的な知識や技能を持つ消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させることが望ましい。）



- 点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。
- 報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、定められています。
 （昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号）

Q4 点検の結果、不良個所があった場合は？

A すみやかに改修や整備をしなければなりません。
 （消防設備士でなければできない改修工事や整備があります。）



- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金または拘留
- その法人に対しても上記の罰金
 （消防法第44条第11号、第45条第3号）